

意見の要旨

令和3年度第2回武蔵村山市まちづくり審議会における、議題及び報告事項に対する意見の要旨は次のとおりです。

区 分	委員	意見の要旨 <u>(原文のまま)</u>	事務局の見解
議題 「民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴う武蔵村山市まちづくり条例の見直しについて」	—	特に意見はございませんでした。	—
報告事項 「狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準と運用について」		“狭山丘陵景観地区に関するガイドラインの修正について”の意見 1. 現行パンフレット・ガイドラインを事業者や市民に環境保全のルールを守って頂けるように修正される事に賛成です。 2. 重点を絞った簡潔なパンフレットに修正されるとの事(参考案)ですが修正・簡潔パンフレットの冒頭に是非次の文言を追加頂きたい ・“大規模な緑地があるみどり豊かな地区は市民・市の貴重な財産であり狭山丘陵の景観の保全はSDGsにつながる武蔵村山市の大切なまちづくり事業でありご理解頂き遵守して頂	2. 現在使用しているパンフレットにおいては、「はじめに…」として本規定の主旨については記述させていただいております。ガイドラインについては修正後にも規定の主旨に触れようと考えておりますが、パンフレットについては要点を絞った表現でお伝えを考えている中で、御意見でいただいた表現も踏まえ、

きたい “
事由

① 前期・委員会委員として参加させて頂いた際、“遵守率の低さ”に驚きました。

この状況を改善する為の修正と存じますが今一度、初心に戻った主旨をパンフレット冒頭に記述する事によって訴求点をはっきりと喚起したい。

② 簡潔パンフレットでは“要点例等手続き上のポイント”に絞っており判り易とぞんじます。

しかし、いきなりガイドラインに入っており、また”まちづくり条例による「狭山丘陵景観重点地区」の指定“というタイトルでは市民からは”まちづくり条例“って何にとなりかねないので、あえて”主旨になる上記文言を追加できればと」考えました。

③ 目的は理解を深め、遵守率を上げることにありますのでご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

主旨について盛り込めるか検討をさせていただきます。